

恵庭市附属機関設置条例

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第14条の規定に基づく本市の附属機関の設置等については、法令又は他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(附属機関の設置)

第2条 本市の執行機関(市長(水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。)、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。以下同じ。)は、別表第1の執行機関の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の附属機関の欄に掲げる附属機関を設置するほか、担任する事務に応じ、それぞれ別表第2の附属機関の欄に掲げる種類の附属機関を設置する。

- 2 前項の規定により設置する附属機関のほか、特定の行政課題を調査し、又は審議するため、緊急又は臨時の必要がある場合には、執行機関は、その規則又は管理規程で定めるところにより、臨時の附属機関(設置期間が1年以内のものに限る。以下「臨時的附属機関」という。)を設置することができる。

(所掌事務)

第3条 附属機関(臨時的附属機関を除く。以下第6条までにおいて同じ。)の所掌事務は、それぞれ別表第1又は別表第2の所掌事務の欄に掲げるとおりとする。

(組織)

第4条 附属機関を組織する委員その他の構成員(以下「委員等」という。)の定数は、それぞれ別表第1又は別表第2の定数の欄に掲げるとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、特別の事項を調査し、又は審議させるため必要があると認めるときは、附属機関に臨時の委員等(以下「臨時委員等」という。)を置くことができる。
- 3 前2項の委員等は、学識経験のある者その他それぞれの附属機関の所掌事務に応じて執行機関が適当と認める者のうちから、当該執行機関が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第5条 附属機関の委員等(臨時委員等を除く。以下この項及び次項において同じ。)の任期は、

それぞれ別表第1又は別表第2の任期の欄に掲げるとおりとする。ただし、委員等が欠けた場合における補欠の委員等の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員等は、再任されることができる。

3 臨時委員等は、その者の委嘱又は任命に係る特別な事項に関する調査審議が終了したときは、当該委嘱又は任命を解かれたものとみなす。

(部会等)

第6条 執行機関は、特定又は専門の事項について調査し、又は審議させるため必要があると認めるときは、附属機関に部会その他これに類する組織（以下「部会等」という。）を置くことができる。

2 附属機関は、その定めるところにより、部会等の決議をもって附属機関の決議とすることができる。

(秘密保持義務)

第7条 附属機関の委員等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、本市の附属機関の組織及び運営その他附属機関に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に別表第1又は別表第2に掲げる附属機関に相当する合議体（以下「従前の合議体」という。）の委員等である者は、この条例の施行の日に、第4条第3項の規定により当該別表第1又は別表第2に掲げる附属機関の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、当該委嘱又は任命されたものとみなされる委員等の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、同日における従前の合議体の委員等としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この条例の施行の際現に附則第6項の規定による改正前の恵庭市社会福祉審議会条例（平成17年条例第8号）第7条第4項に規定する委員である者（恵庭市社会福祉審議会福祉有償運送部会の委員である者を除く。）は、この条例の施行の日に、附則第6項の規定による改正後の恵庭市社会福祉審議会条例第3条第3項に規定する臨時委員として委嘱されたものとみなす。

4 この条例の施行の際現に恵庭市中小企業振興審議会専門部会の委員である者は、この条例の施行の日に、附則第7項の規定による改正後の恵庭市中小企業振興審議会条例（平成25年条例第14号）第9条第4項に規定する臨時委員として委嘱されたものとみなす。

（恵庭市総合計画審議会条例の一部改正）

5 恵庭市総合計画審議会条例（昭和46年条例第11号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条～第3条（略）	第1条～第3条（略）
（臨時委員）	（臨時委員）
第4条 特別な事項を審議するため必要があるときは、審議会_____に臨時委員を置くことができる。	第4条 特別な事項を審議するため必要があるときは、審議会及び第7条に規定する専門部会に臨時委員を置くことができる。
2・3（略）	2・3（略）
第5条・第6条（略）	第5条・第6条（略）
	（専門部会）
	第7条 <u>市長は、必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。</u>
	2 <u>専門部会は、審議会の委員で会長が指名する者及び臨時委員をもって組織する。</u>
（委任）	（委任）
第7条（略）	第8条（略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（恵庭市社会福祉審議会条例の一部改正）

6 恵庭市社会福祉審議会条例の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条 (略) (審議事項) 第2条 審議会は、次に掲げる事項について審議する。 (1)・(2) (略) (3) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項各号に掲げる事務の処理に関すること。 (4) (略) (組織) 第3条 (略) 2 (略) (委員の任期) 第4条 委員_____の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 第5条・第6条 (略) (専門部会の設置等) 第7条 審議会に、次の_____専門部会を置くことができる。 (1)・(2) (略) (3) 児童福祉専門部会(子ども・子育て会議(子ども・子育て支援法第77条第1項に規定	第1条 (略) (審議事項) 第2条 審議会は、次に掲げる事項について審議する。 (1)・(2) (略) (3) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項各号に掲げる事務の処理に関すること。 (4) (略) (組織) 第3条 (略) 2 (略) 3 <u>第1項の規定にかかわらず、市長は、特別の事項を調査し、又は審議させるため必要があると認めるときは、審議会及び第7条に規定する専門部会に臨時の委員(以下「臨時委員」という。)を置くことができる。</u> (委員の任期) 第4条 委員<u>(臨時委員を除く。以下この項において同じ。)</u>の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 <u>臨時委員は、その者の委嘱に係る特別な事項に関する調査審議が終了したときは、当該委嘱を解かれたものとみなす。</u> 第5条・第6条 (略) (専門部会の設置等) 第7条 <u>市長は、審議会に次の</u>専門部会を置くことができる。 (1)・(2) (略) (3) 児童福祉専門部会(子ども・子育て会議(子ども・子育て支援法第72条第1項に規定

現行	改正案
する合議制の機関をいう。)としての機能を有する。) (4) (略) 2 (略) 3 専門部会<u>の委員は、会長が審議会の委員の中から指名</u>する。 4 <u>前項の規定にかかわらず、市長は、専門部会の審議のために必要と認める場合は、専門部会の委員を委嘱することができる。</u> 5 <u>専門部会の委員の任期は、市長が定める期間とする。</u> 6 (略) 7 部会長及び副部会長は、<u>第 3 項の規定により指名された委員</u>の互選により定める。 8 (略) 9 その他専門部会の会議については、<u>第 5 条及び前条</u>の規定を準用する。 第 8 条 (略)	する合議制の機関をいう。)としての機能を有する。) (4) (略) 2 (略) 3 専門部会<u>は、審議会の委員で会長が指名する者及び臨時委員をもって組織</u>する。 4 (略) 5 部会長及び副部会長は、<u>専門部会の委員</u>の互選により定める。 6 (略) 7 その他専門部会の会議については、<u>前 2 条</u>の規定を準用する。 第 8 条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(恵庭市中小企業振興基本条例の一部改正)

7 恵庭市中小企業振興基本条例の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第 1 条～第 8 条 (略) (委員) 第 9 条 (略) 2・3 (略)	第 1 条～第 8 条 (略) (委員) 第 9 条 (略) 2・3 (略) 4 <u>前 3 項の規定にかかわらず、特別の事項を調査し、又は審議させるため必要があると認めるときは、審議会及び第 11 条の 2 に規定する専門部会に臨時の委員(以下「臨時委員」という。)を置くことができる。この場合において、その者の委嘱に係る特別な事項に関する調査審議が終了したときは、当該委嘱を解かれたものとみなす。</u>

現行	改正案
第 10 条～第 13 条 (略)	第 10 条～第 13 条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(恵庭市公営企業経営審議会条例の一部改正)

8 恵庭市公営企業経営審議会条例(平成 29 年条例第 13 号)の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第 1 条・第 2 条 (略) (組織) 第 3 条 (略) 2 (略) (委員の任期) 第 4 条 委員_____の任期は、2 年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2・3 (略) 第 5 条・第 6 条 (略) (専門部会) 第 7 条 <u>審議会</u>は、必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。 2 専門部会は、<u>会長が指名する委員</u>_____をもって組織する。	第 1 条・第 2 条 (略) (組織) 第 3 条 (略) 2 (略) <u>3 第 1 項の規定にかかわらず、特別の事項を調査し、又は審議させるため必要があると認めるときは、審議会及び第 7 条に規定する専門部会に臨時の委員(以下「臨時委員」という。)を置くことができる。</u> (委員の任期) 第 4 条 委員 <u>(臨時委員を除く。以下この項、次項及び第 3 項において同じ。)</u>の任期は、2 年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2・3 (略) <u>4 臨時委員は、その者の委嘱に係る特別な事項に関する調査審議が終了したときは、当該委嘱を解かれたものとみなす。</u> 第 5 条・第 6 条 (略) (専門部会) 第 7 条 <u>市長</u>は、必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。 2 専門部会は、<u>審議会の委員で会長が指名する者及び臨時委員</u>をもって組織する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表第1（第2条関係）

執行機関	附属機関	所掌事務	定数	任期
市長	恵庭市入札等監視委員会	市が発注する工事等に係る入札及び契約の適正化の促進に関する事項の調査又は審議に関すること。	3人以内	2年
市長	恵庭創生懇談会	恵庭市総合戦略の推進及び進捗状況の検証についての審査又は審議に関すること。	13人以内	2年
市長	恵庭市シティセールス推進委員会	シティセールスプランの策定及び推進に関する事項の審査又は審議に関すること。	13人以内	2年
市長	恵庭市福祉有償運送運営協議会	道路運送法（昭和26年法律第183号）及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）に規定する福祉有償運送の適正な運営についての審議に関すること。	9人以内	2年
市長	恵庭市技能功労者選考審査委員会	技能功労者の選考についての審査に関すること。	5人以内	2年
教育委員会	恵庭市青少年育成事業補助金審査委員会	青少年の健全育成事業に対する補助金交付についての審査に関すること。	5人以内	2年
教育委員会	恵庭市文化活動奨励補助金交付審査会	文化活動の補助金交付についての審査に関すること。	5人以内	2年
教育委員会	恵庭市アイヌ施策推進委員会	恵庭市アイヌ施策推進地域計画に基づく施策の実施状況の検証及び評価についての審議に関すること。	6人以内	3年

教 育 委 員 会	史跡カリンバ遺跡 整備検討委員会	史跡カリンバ遺跡整備基本計画に 基づく史跡の保存及び整備実施状 況の検証及び評価についての審議 に関すること。	7人以内	2年
--------------	---------------------	--	------	----

別表第2（第2条関係）

附属機関	所掌事務	定数	任期
計画の策定等に 係る委員会	計画的な市政の運営を図るた め、各分野における計画の策定 又は変更についての審査又は 審議に関すること。	それぞれの委員 会ごとに13人 以内	委嘱され、又は任命 された日から計画が 策定される日若しく は変更される日又は これに伴う事務が終 了する日まで
重要な条例の制 定等に係る委員 会	重要な条例の制定及び改廃に ついての審査又は審議に関す ること。	それぞれの委員 会ごとに13人 以内	委嘱され、又は任命 された日から条例が 制定される日若しく は改廃される日又は これに伴う事務が終 了する日まで
受託者の選定に 係る委員会	本市が発注する業務等に係る 受託者の選定及びこれに伴う 事務についての審査又は審議 に関すること。	それぞれの委員 会ごとに13人 以内	委嘱され、又は任命 された日から受託者 が選定される日又は これに伴う事務が終 了する日まで
補助金、助成金 等の交付対象者 の選定に係る委	本市が実施する補助金、助成金 等の交付対象者の選定及びこ れに伴う事務についての審査	それぞれの委員 会ごとに13人 以内	委嘱され、又は任命 された日から交付対 象者が選定される日

員会	又は審議に関すること。		又はこれに伴う事務 が終了する日まで
適格者、適任者 等の選考に係る 委員会	本市の各分野における功労者 の選考その他の功績、実績、適 正、能力、経験等踏まえた適格 者、適任者等の選考及びこれに 伴う事務についての審査又は 審議に関すること。	それぞれの委員 会ごとに13人 以内	委嘱され、又は任命 された日から適格 者、適任者等が選考 される日又はこれに 伴う事務が終了する 日まで
附属機関に置く 部会等	附属機関における所掌事務の うち、特定又は専門の事項につ いての調査又は審議に関する こと。	それぞれの部会 等ごとに13人 以内	委嘱され、又は任命 された日から特定又 は専門の事項につい ての調査又は審議が 終了する日まで